



DLIBJ公社債オープン（短期コース）

追加型投信／国内／債券

平素は、「DLIBJ公社債オープン(短期コース)」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
2026年6月15日～16日に日本銀行(以下、日銀)は金融政策決定会合を開催し、政策金利(無担保コール翌日物)を1.0%に引き上げることを決定しました。
当資料では、足もとの投資環境と今後の運用方針について、担当ファンドマネジャーよりご説明いたします。

足もとの投資環境と今後の運用方針について

2026年6月の金融政策決定会合での利上げ

2026年6月16日、日銀は金融政策決定会合で、政策金利(無担保コール翌日物)の誘導目標を従来の「0.75%程度」から「1.00%程度」へ引き上げることを決定しました。今回の利上げは市場にとって織り込み済みだったとみられ、決定発表後の反応は総じて落ち着いたものとなりました。同日の日本の国債利回りや米ドル/円レートの上昇幅は限定的なものにとどまったほか、株式市場は堅調で、日経平均株価は史上最高値を更新しました。

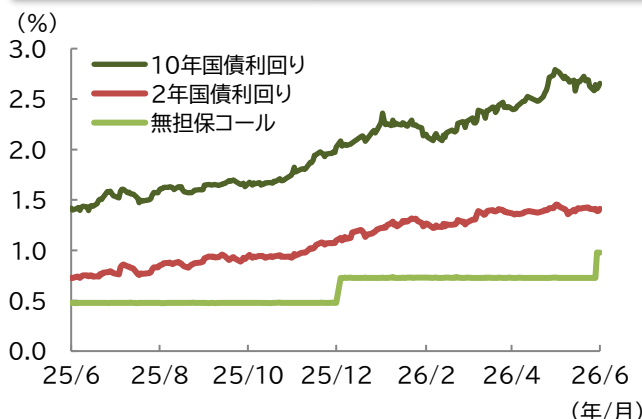
今後の政策運営について日銀は、緩和的な金融環境を維持しつつ経済活動を下支えする姿勢を示しました。そのうえで、経済・物価見通しの実現状況に応じて金融緩和の度合いを調整する観点から、政策金利を段階的に引き上げていく方針を示しました。

当ファンドの状況

直近1年間(2025/6/19～2026/6/19)の当ファンドの分配金再投資基準価額は0.69%上昇しました(ベンチマークのNOMURA-BPI国債短期(1-3)は0.06%下落)。当期間中、日銀による政策金利の引き上げが2回実施され、当ファンドへの影響が大きい2年国債利回りは0.726%から1.411%へ大幅に上昇しました(債券価格は下落)。一方で当ファンドは、国債に比べて相対的に利回りの高い事業債および円建外債を約9割組み入れ、クーポン収入等を確保しました。加えて、債券先物の売り建てによるヘッジ戦略やポートフォリオのデュレーション短期化(P2「ポートフォリオの状況」ご参照)により、ベンチマークを上回るリターンを獲得することができました。

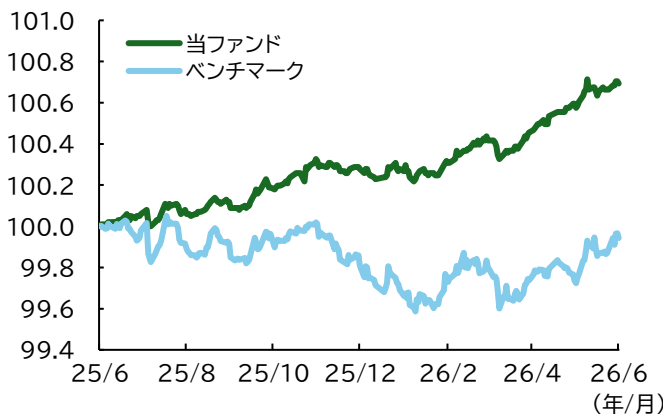
今後も日銀が政策金利を段階的に引き上げていくことが見込まれますが、当ファンドは利回りの高い事業債等を中心とした運用を継続し、ポートフォリオの最終利回りは1.76%と、利上げに伴う債券価格の下落を一定程度吸収しつつ収益を確保できる水準にあります(2026年5月末時点)。引き続き、基準価額の上昇を目指して運用を行う方針です。

日本国債利回りと無担保コールの推移



※期間: 2025年6月19日～2026年6月19日(日次)
出所: ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

運用実績の推移



※期間: 2025年6月19日～2026年6月19日(日次)
※2025年6月19日を100として指数化しています。
※当ファンドは信託報酬控除後の分配金再投資基準価額を使用。換金時の費用・税金などは考慮していません。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものです。
※ベンチマークは、NOMURA-BPI国債短期(1-3)です。
出所: ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報・運用実績または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、上記の見通しおよび運用方針は、将来の市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

P6の「投資信託ご購入の注意」をご確認ください。

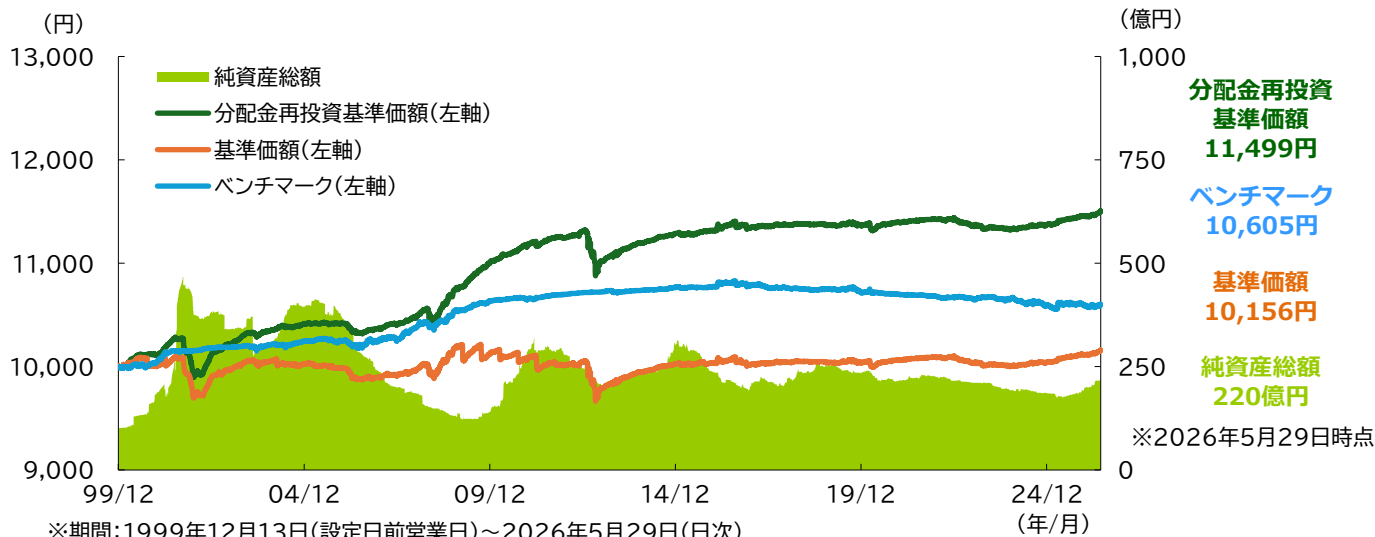


アセットマネジメントOne

商号等: アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人資産運用業協会

当ファンドの運用実績

基準価額と純資産総額の推移



※期間：1999年12月13日（設定日前営業日）～2026年5月29日（日次）
 ※基準価額は1万円当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※ベンチマークは、NOMURA-BPI国債短期(1-3)。1999年12月13日を10,000円として指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

ポートフォリオの状況

	ファンド	ベンチマーク	差
最終利回り(%)	1.76	1.31	0.45
平均クーポン(%)	1.24	0.60	0.64
平均残存期間(年)	1.55	1.85	-0.30
修正デュレーション(年)	1.50	1.82	-0.32
(先物等ヘッジ込み)	1.01	1.82	-0.81

※2026年5月29日時点
 ※組入債券の各データを純資産総額に対する割合で加重平均しています。
 ※修正デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいくほど、金利が変化した際の債券の価格変動が大きくなります。
 ※繰上償還条項などが付与されている銘柄については、直近の繰上償還予定日を考慮しています。

騰落率 (%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	10年	設定来
当ファンド	0.2	0.3	0.4	0.7	1.3	0.8	1.1	15.0
ベンチマーク	0.2	0.1	-0.0	0.1	-0.6	-0.8	-1.9	6.0

※基準日：2026年5月29日
 ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
 ※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの特色

主として国内の公社債への投資を行うことにより、信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

1. 組入時にBBB-(またはBaa3)格以上(*)の国内の公社債を中心に投資します。

●主に国債、国内企業の発行する普通社債、転換社債等を組み入れます。

(*)格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、Moody'sまたはS&Pによる格付を基準とします。

※格付がBBB(またはBaa)の債券組入上限は、原則としてポートフォリオの50%程度とします。

2. 利息収入と値上がり益の獲得をめざします。

●金利リスクおよび信用リスクを超過収益の源泉とし、両リスクの取り方を景気サイクルや市況動向に応じて変化させます。

●一般に社債は発行企業の信用リスクに応じて国債よりも利回りが高くなります。

当ファンドは、信用リスクを定性・定量の両面から綿密に分析することで銘柄を厳選し、利回りが相対的に高く信用力のある社債も組み入れることで収益の獲得をめざします。

●「NOMURA-BPI国債短期(1-3)」を運用にあたってのベンチマークとし、これを上回る成果の実現をめざします。

●金利先物等を活用し、金利変動による債券価格の変動の影響を調整することで収益の獲得をめざします。

●ファンドのデュレーション(*)は原則0年から3年程度の範囲で調整します。

(*)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されます。

3. 半年毎の決算時に運用実績等に応じて収益を分配します。

●毎年3月21日、9月21日(休業日の場合は翌営業日。)に、経費控除後の利息等収益および売買益(評価益を含みます。)等から、基準価額水準等を勘案して分配する方針です。

・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 金利リスク

当ファンドの主要投資対象である公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する債券の発行者が、経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	信託期間	無期限(1999年12月14日設定)
購入価額	購入申込受付日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合。 ・ 受益者のために有利であると認めるとき。 ・ やむを得ない事情が発生したとき。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
換金単位	販売会社が定める単位	決算日	毎年3月および9月の各21日(休業日の場合は翌営業日)
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	収益分配	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。		
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。		
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。	その他	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.05% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して以下の料率を乗じて得た額 各計算期間における運用管理費用(信託報酬)は、前計算期間終了日の「NOMURA-BPI国債短期(1-3)」(ベンチマーク)の単利利回り水準に応じた次に掲げる率とします。			
	ベンチマーク 単利利回り	1%未満	1%以上 3%未満	3%以上
	信託報酬 税込(税抜)	年率 0.330% (0.30%)	年率 0.385% (0.35%)	年率 0.440% (0.40%)
	2026年3月23日時点ベンチマーク単利利回り(1.28%) ※なお、各計算期間における当初の2営業日までは、前計算期間において適用された率を用いるものとします。			
その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

投資信託ご購入の注意

投資信託は

- 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡する投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、債券等の値動きのある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

著作権等

NOMURA-BPI国債短期(1-3)の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

委託会社およびファンドの関係法人

- <委託会社> アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人資産運用業協会
- <受託会社> みずほ信託銀行株式会社
- <販売会社> 販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

○印は協会への加入を意味します。

2026年6月24日時点

商号	登録番号等	日本証券協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 日本STO協会	備考
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	○					
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号	○					
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○			
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第657号	○	○				
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		○	
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○					
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○			○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○					
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○					
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○					
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○					
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号	○					
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	○	
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○				
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第62号	○			○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○			
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	○	○				
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○					
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○					
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○				
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○					
UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3233号	○	○	○			

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

(原則、金融機関コード順)

○印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○		※1
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○		○	○		※1
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○					※1
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○			※1
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		○	※1
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○					※1
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○					※1
株式会社徳島大正銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第10号	○					※1
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	○	※1
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○					※1
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	○	※1
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○			○		※1
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	○	※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○					※1

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会	備考
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○			
株式会社北洋銀行(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○			
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○					
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○			

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

(原則、金融機関コード順)